

総務常任委員会記録

令和5年3月7日（火）於 第1委員会室
開会 午前10時00分
散会 午前10時58分

○出席委員（6名）

13番 尾崎 寿一 委員 14番 蒔 苗 博 英 委員 18番 鶴ヶ谷 慶 市 委員
21番 三上 秋 雄 委員 22番 佐 藤 哲 委員 24番 工 藤 光 志 委員

○欠席委員（1名）

23番 越 明 男 委員

○出席理事者（10名）

企画部長	外川 吉彦	法務文書課長	工藤 竜輔
総務部長	番場 邦夫	契約課長	黒沼 立真
道路維持課長	木村 和彦	道路維持課長補佐	柴田 義博
道路維持課主幹	鈴木 健治	財務部長	森岡 欽吾
管財課長	工藤 浩	収納課長	中田 和人

○出席事務局職員（2名）

局長 佐藤 記一 書記 成田 敏教

【午前10時00分 開会】

○委員長（工藤光志委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案5件であります。

議案第16号 弘前市個人情報の保護に関する法律施行条例案

○委員長（工藤光志委員） まず、議案第16号弘前市個人情報の保護に関する法律施行条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。企画部長。

○企画部長（外川吉彦） 議案第16号弘前市個人情報の保護に関する法律施行条例案について御説明申し上げます。

本議案につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、開示請求に係る手数料の額その他同法の施行に関して必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするもので

あります。

それでは、配付しております横長の資料に従い御説明をいたします。1 ページ目の個人情報保護制度の法体系についてを御覧ください。

これまでの我が国の個人情報保護制度の法体系については、図1の左側にありますとおり、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、そして各地方公共団体など、それぞれ対象ごとに個別の法律、条例等が整備されているという状況となっておりました。

しかしながら、それらの法律、条例等に基づき、縦割りで運用されてきた結果、規定の仕方や取扱いに不均衡・不整合が生じており、国が目指すデジタル社会の形成に向け、データ流通の支障となり得ると考えられておりました。

こうした課題に対応するため、国では個人情報保護法制の見直しをデジタル改革関連法案の一部として位置づけ、図1の右側のとおり、法の一本化によって令和5年4月1日から全国的な共通ルールの下、官民横断的に適用の対象とし、個人情報の保護と利活用の両立・強化を図ることとなったものであります。

この一本化に伴い、本市においても法の直接的な適用を受けることとなるため、現行の弘前市個人情報保護条例を廃止した上で、法を施行するに当たって必要な事項を追加的に定める弘前市個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定することとしたものであります。

なお、地方議会につきましては、国会や裁判所と同様に法の適用対象外となっておりますことから、新たに制定する条例の対象は市の行政部門のみとなります。

続いて、資料2ページをお願いいたします。こちらは、国から示されている法の本一本化により期待される具体的な効果、メリットであります。

まず、一つ目は、医療機関同士の連携であります。国立病院、公立病院、民間病院など設置主体が異なる病院でそれぞれ適用される法令が異なり、データ連携がスムーズでなかったものが、制度の見直しにより円滑化され、共同研究も行きやすくなり、新たな治療薬やワクチンの開発期間が短縮されるという効果が期待されます。

二つ目は、大規模災害時の自治体間の連携であります。大規模災害等の緊急時での個人情報の提供に支障があったものが、安否不明者の氏名等の公表により効率的な救助・捜索活動が可能となると考えられます。

三つ目は、個人情報保護水準の全国的な底上げであります。条例を定めていない一部事務組合等の特別地方公共団体が存在しておりましたが、法律が共通ルールとなることで個人情報保護の全国的な最低水準が設定されることとなります。

四つ目は、住民にとって分かりやすい制度となることであります。地方公共団体ごとに取扱いや開示請求の方法等が異なっておりましたが、例えば、転居する前後で手続などがほぼ同じになり利便性が向上すると思われれます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。改正後の法の規定と本市の保護水準についてであります。

まず、改正後の個人情報保護法につきましては、図2の左側にありますとおり、第1章から第8章までで構成されております。

第1章から第3章までが基本的な事項としての総則、国や地方の責務、保護の施策に関する規定、第4章は個人情報を取り扱う民間事業者の義務等に関する規定が置かれております。第5章が公的部門である行政機関等の義務等に関する規定であり、これまで個別の法律・条例で規定されていた国、独立行政法人、地方公共団体の個人情報保護制度がこの章に基づき一元的

に運用されることとなります。第6章から第8章までは法の一本化に伴い内閣府の外局である個人情報保護委員会が一括して制度を所管すること、並びに雑則・罰則などが規定されております。

このうち、第5章の内容を図2の右側に記載しております。第1節には総則として用語の定義、第2節には行政機関等における個人情報等の取扱いとして保有の制限、利用目的の明示、不適切な利用の禁止など適正に保護を図るための規定、第3節には個人情報を含む文書・データなどの集合物である保有個人情報ファイルに関する規定が置かれております。第4節では個人情報の開示、訂正、利用停止の手続について規定されております。第5節は個人情報の一部を加工して特定の個人を識別することができないようにした匿名加工情報に係る取扱いに関する規定、第6節は雑則となっております。

これらの第5章の内容につきましては、これまでの国の行政機関に適用されていた法律の規定をベースとして組み込まれたものでありますが、これまでの当市の条例におきましてもおおむね同様の規定が定められていたところであり、したがって、法が直接適用されることとなった後におきましても、当市の個人情報保護制度は引き続き従来の水準が維持・確保されるものとなるものであります。

最後に、資料の4ページをお願いいたします。新たに制定する弘前市個人情報の保護に関する法律施行条例の概要を御説明いたします。

この条例は、法の施行に当たり、市として必要な事項を追加的に定めるものであり、表では条例案の各条の内容、法の関係規定を記載しております。

まず、第1条は趣旨、第2条は用語の定義を規定しております。

第3条は、個人情報の開示請求に係る手数料について規定しております。法第89条第2項において、開示請求者は条例で定める額の手数を納めなければならないとされております。市ではこれまで、いわゆるサービスの対価である手数料としては無料とし、写しの交付をする場合に要するコピー代や郵送料など実費相当分の負担を求めてきていることから、今後も同様の取扱いとするよう規定するものであります。なお、実費相当分の具体的な額につきましては、規則で定めることとなります。

第4条は、開示請求書の記載事項をこれまでと同程度とするため、法で定める事項に追加して記載できるようにするものであります。

第5条は、保有個人情報の開示請求について、法第83条において原則30日以内に決定するとされたところ、市ではこれまで15日以内に決定及び通知するものとしており、法よりも短い期限で対応してきていることから、従来と同程度の取扱いとする内容で規定するものであります。

第6条及び第7条は、保有個人情報の訂正請求、利用停止請求について、法第94条、第102条において、事務処理上困難な事情がある場合も含めてそれぞれ原則60日以内に決定するとされたところ、市ではこれまで45日以内に決定及び通知するものとしており、法よりも短い期限で対応してきていることから、従来と同程度の取扱いとする内容で規定するものであります。

第8条は、開示請求、訂正請求、利用停止請求に係る通知を決定後、遅滞なく行うことを規定するものであります。市ではこれまで、決定後の通知も含めた形で期限を設定しておりましたが、令和3年10月の郵便制度の改正により普通郵便の配達日が繰り下げられたため、実務上、決定の判断に要する期間が短くなっており、支障を生じているケースがあります。このことから、従来の取扱いを変更し、通知については期限は明確に設定しないものの、決定後すぐに対応することとして定めるものであります。

第9条は、法の施行状況の公表についてであります。市ではこれまで条例に基づき、開示請求等の件数や開示決定の区分、審査請求の件数などを毎年度公表してきており、これを継続するため規定するものであります。

第10条は、必要な事項を規則で定めることとする規定であります。

附則におきましては、施行期日のほか、現行の弘前市個人情報保護条例の廃止及び経過措置について、類似する制度である情報公開制度においても決定通知の取扱いを同様とする旨の弘前市情報公開条例の一部改正及び経過措置について、並びに弘前市附属機関設置条例の一部改正について規定しております。

説明は以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○22番（佐藤 哲委員） 今、説明いただきました。大変重要な事案でありまして、しかも国の今までの四つの法律を一つにするということで、大改正も行われるということでありますので、市の取扱いについて、市の立場、実務上はどうなっていくのかということを中心に確認の意味も含めて、幾つか質疑してみたいと思っております。先ほど説明を受けました4ページを中心に説明いただきたいと思っております。

まず、この個人情報の保護に対する例外規定の、議員についての一連の流れについては、さきの議会運営委員会でもう流れを一度確認しておりますので、これを省くとして、それで個人情報の保護について聞いてみます。

まず最初に、この個人情報保護法における個人情報というのは、そもそもどういうものを指しているのか。

それから、令和3年改正法の施行による個人情報保護委員会の主な役割について、ちょっとお知らせください。

それから、三つ目として、個人情報ファイル簿——ファイル簿があるらしいですけれども、ファイル簿の作成について、1,000人ずつ固めてやっていくようでありますけれども、そもそもこれはどういうものなのか御説明ください。

次に、この個人情報を適切に管理するために、どういう安全管理をしていくのか。

次に、条例の概要について、第4条について、そもそも開示請求が認められるというのはどういう場合になっていくのか。

次に、第7条について、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思っております。第6条に同じと書いてありますけれども、これがちょっとあまりにも分かりませんので、詳しく御説明願いたいと思っております。

○法務文書課長（工藤竜輔） ただいまの御質疑につきまして、まず、第1点目、法における個人情報とはということになるかと思っておりますけれども、個人情報の定義といたしましては、法では、生存する個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの、それからまた、個人を識別する符号が含まれるものとなってございます。例えば、氏名、住所、生年月日、顔写真などのほか、運転免許証の番号、マイナンバー、指紋データなどが含まれる情報などあります。

続きまして、2番目は、個人情報保護委員会の主な役割ということでもありますけれども、個人情報保護委員会と申しますのは、宮内庁とか公正取引委員会などと並ぶ内閣府の外局機関でありまして、これまでは民間事業者における個人情報保護の監督官庁として、例えば顧客情報の流出事案があった場合の調査や勧告、命令をする役割などを担っておりました。

これが、法の一元化によりまして、令和4年度からはこれまで総務省が所管していた国の行政機関、独立行政法人、さらには令和5年度からは地方公共団体、地方独立行政法人も含めて、国内の個人情報保護制度全ての主体を対象として個人情報保護委員会が監視・監督するというものになります。

続きまして、3番目、個人情報ファイル簿の作成・公表というところでありまして、まず個人情報ファイルから申し上げますが、個人情報ファイルといいますのは、一定の事務を行うために個人情報を検索できるように体系化したデータや文書のまとまりというものになります。例えば、個人情報が含まれる様々な電算処理システムのデータベース、個々のパソコンで作成したエクセルのデータ、それから紙の文書で目次等で検索可能となっているものなどのことになります。これが個人情報ファイルでございます。

それで、個人情報ファイル簿と申しますのは、その個人情報ファイルにつきまして、どこの部署がどういう目的で、どういう個人情報を保有・利用しているかなどを明らかにした、その概要をまとめたものであります。1,000人以上のものについて作成・公表することが法令によって義務づけられておりまして、公表することで一定数の個人情報の存在を明らかにして、行政運営の透明性の確保や適正な管理を図ろうとするものでございます。

この件につきまして、市では、4月中の公表を目指して現在作成中でありまして、それからまた、1,000人未満のものにつきましても、公表の対象とはしないものの、安全管理の観点から作成する予定としてございます。

続きまして、安全管理措置の点でございますが、現状では情報システム面での漏えい事案などを想定しまして、情報セキュリティポリシーを市として定めて、副市長を筆頭とする組織体制によりまして、安全管理や事故防止などを図っているところでございます。システムのアクセス権限を最小限にする、それから研修を行って職員の意識を高める、事務のダブルチェックなどを基本とするなどの対策を取っておりまして、今後もこれを継続していくような形になるかと思っております。

続きまして、条例の第4条の開示請求の件でありますけれども、開示請求につきましては、基本的に本人が請求の手続をするというものになりますが、市が保有している、持っている個人情報については開示請求の受付を法務文書課が行いまして、請求の対象となる個人情報を保有する担当課において開示できるかどうかの判断を行います。ちなみに、判断の専門部署を設置するとか、そういったものではございません。

続きまして、第7条の利用停止とはどういったものかでありまして、その開示を受けた個人情報について、市側でそれが不正に取得されたり利用しているのではないかと本人が思う場合に、その個人情報の利用の停止、消去、提供の禁止などを市に対して求めるというものになります。ただ、これに関しまして、当市では記録上、この利用停止の請求を受付した実績というのはいないものであります。

○22番（佐藤 哲委員） 次に、この個人情報ファイルの情報公開請求があれば、情報の公開請求があれば全部開示されるものか、それとも、一部の場合というのはどういう場合なのかについて説明を願いたいと思います。

それと、システムの安全管理を先ほど答弁いただきましたけれども、ありましたよね、最近、農業委員会のほうの関係等々で情報漏れしたというのが。ああいう場合、今回、この新システムになったときに防ぐことができると思いますか、どういう対応になっていくものなのかというのを御説明願いたいと思います。以上、二つであります。

○法務文書課長（工藤竜輔） まず、開示の場合の部分的なものとか、こういった対応になるのかでありますけれども、保有個人情報の開示請求があった場合には、例えば開示対象の文書の中に本人以外の方の氏名などが含まれていると、個人情報が含まれているというようなケースもございます。それからまた、特定の事業者名があって、その開示をすることでその事業者に不利益が及ぶというおそれがあるというようなケースもございます。そういった場合には、その部分を黒塗りして開示をするということがあります。これを部分開示といいまして、情報公開の開示請求と同様の取扱いとなってございます。

続きまして、情報漏えい事案への対応ということでもありますけれども、漏えい事案について、この見直しの前後で取扱いが変わるというものではございませんけれども、以前から保護というのは適切に図られて、安全管理措置をしっかりと講じてきてはおりますけれども、ああいった事案が起こってしまったというのは遺憾ではありますけれども、そういったことは今後もないように、法の規定に基づいて適正に運用してまいりたいと思っております。

○22番（佐藤 哲委員） 最後に、議員の場合も確認したし、それから今回、生きていた個人の人の分もやった。さすれば、今度は死んだ方の場合、もう亡くなっている人の個人情報というものももちろん存在するわけですね。この亡くなった方の個人情報の扱いというもののはどのようにされていくものなのでしょうか。

○法務文書課長（工藤竜輔） 死者の個人情報の取扱いでございますけれども、法では、個人情報の定義上、あくまでも生存する者に限るとして、死者に関する情報は個人情報に当たらないとされております。開示請求を含めて個人情報保護制度の対象とならないものとなります。

しかしながら、これまで市の条例に基づく個人情報保護制度では、死者の個人情報も含むものと解釈しておりまして、開示請求におきましても、遺族の方で戸籍謄本などでその関係性を確認できた場合には対応するというような運用をしてきておりました。

このことから、市では死者の尊厳や遺族のプライバシーを守るという観点で、これまでと同様の運用を継続する必要があるものと考えておりまして、死者に関する個人情報の取扱いに関する規則あるいは要綱などを定めて、開示請求の対応も含めて引き続き適正な保護を図っていく予定としてございます。

○18番（鶴ヶ谷慶市委員） 確認のためにお尋ねします。

4ページの条例の概要について、第8条、書面による通知とありますが、先ほどの説明の中で、郵便制度の改正、たしか3年にされたわけですが、具体的にこれは土曜日の配達が無くなって日数がかかるというふうに理解していいわけですか。それと、もし急ぐ場合には、速達の制度とかがありますので、その辺についてはどういうふうにお考えというか、認識されているかお知らせください。

○法務文書課長（工藤竜輔） 郵便制度の改正におきまして、土曜日に送付する場合に日数がかかるということもそうですけれども、これまでであれば、送付したものが、おおよそ市内であれば翌日到着するというようになっておったものが、それが次の日の翌々日になったりとか、休みも挟まればまた長くなったりとか、そういったことがあるということになりましたので、今までであれば15日以内に相手方に到着するということを条例で定めて運用してきておったのですけれども、それが非常に難しい状況になってございます。

そうしたことから、今回の条例では、15日以内で決定して、決定したらすぐに、遅滞なくという表現になっておりますけれども、送付してという形で規定しております。ただ、いたずらに遅くするというか、わざと遅らせるということもなく、遅滞なく送付しなければならないとい

うふうな運用には努めてまいりたいと思っております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第25号 動産の取得について（除雪ドーザ(11 t 級)）

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第25号動産の取得についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。除雪ドーザ(11 t 級)の取得に係る議案第25号につきまして、買入れする除雪ドーザのパフレットと入開札一覧表をお配りしております。

それでは、議案第25号動産の取得について御説明申し上げます。

取得する動産の種類及び数量は除雪ドーザ(11 t 級) 1 台で、取得の方法は買入れであります。

取得の目的は、道路維持課の既存の除雪ドーザ(11 t 級)が老朽化したことに伴い、更新するものであります。

買入れする除雪ドーザ(11 t 級)は、株式会社小松製作所製のWA200-8で、ディーゼルエンジン搭載、エンジン定格出力94キロワット、契約金額は1722万6000円、契約の相手方はコマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー弘前支店であります。

説明は以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○18番（鶴ヶ谷慶市委員） お尋ねしますが、この概要というか、カタログというのですか、これ、ドライブレコーダーは最初からついてはいますか、後づけですか。

○道路維持課長（木村和彦） ドライブレコーダーは……つけます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○14番（蒔苗博英委員） すみません、お尋ねいたします。

今回、このコマツというメーカーのドーザなわけですけども、これ入札するときに、同じメーカーの同じ機種でやられたものなのですか。

○道路維持課長（木村和彦） 同じメーカーでなくて、仕様を11トン級とか、規格の仕様を定め

て発注してございます。

○14番（蒔苗博英委員） そうすると、今回、3者が入札というふうな形になるわけですが、もおのこの3者のメーカー、機種をお知らせ願います。

○契約課長（黒沼立真） まず、落札いたしましたコマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー弘前支店は、先ほど申し上げましたとおり、株式会社小松製作所のWA200-8という機種になります。それで、もう1者でありますロジスネクスト東北株式会社弘前支店のほうは、日立建機株式会社製のZW140-6という機種になります。それで、もう1者であります弘前建機株式会社もロジスネクストと同じように、日立建機株式会社製のZW140-6という機種になります。

○14番（蒔苗博英委員） 日立が2者と、そしてまたコマツが1者ということでありましてけれども、たしか以前にも、このコマツの、あれもドーザだったかな、コマツが市のほうに落札されたのですけれども。

どうなのですか。例えば、道路の除雪をする際、コマツが扱いやすいというのか、その辺のところはどうなのですか。日立がいいとか、コマツがいいとかというふうにはありませんけれども、その辺はどう考えていますか。

○道路維持課長（木村和彦） 発注するときには仕様書を作成しているのですけれども、標準的な仕様で作成しているので、どこのメーカーがいいとかというところまでは、ちょっと公表していないです。（「なるほど、了解です」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第26号 動産の取得について（除雪ロータリ（小型））

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第26号動産の取得についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。除雪ロータリ（小型）の取得に係る議案第26号につきまして、買入れする除雪ロータリのパンフレットと入開札一覧表をお配りしております。

それでは、議案第26号動産の取得について御説明申し上げます。

取得する動産の種類及び数量は除雪ロータリ（小型）1台で、取得の方法は買入れであります。取得の目的は、道路維持課の既存の除雪ロータリ（小型）が老朽化したことに伴い、更新する

ものであります。

買入れする除雪ロータリ(小型)は、株式会社N I C H I J O製のH T R 88で、除雪幅が1.3メートル級、機関定格出力が86キロワット、契約金額は2508万円、契約の相手方は有限会社尾崎自動車商会であります。

説明は以上であります。

○委員長(工藤光志委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。

○21番(三上秋雄委員) 今、機械の性能ではないのですけれども、幅とかと説明を受けたわけですが、そもそも今の除雪をするとき、ドーザとかロータリとかは、維持課としてはどの機種がやっぱり今一番必要と考えているのか、除雪をしてみて。まずはそこから。

○道路維持課長(木村和彦) 今の重機とオペレーターの関係もありますけれども、現在の重機では足りている状態です。それこそ、ずっと更新できていない状態なので、現時点では古いものから随時更新していくという考え方の中で、除雪機械は、そういう増やすとかではなくて、今の機械を更新するという考え方でございまして、令和5年度予算ではドーザとロータリの更新、6年度はドーザの更新、7年度はグレーダの更新、8年度はロータリの更新というふうに計画は立ててございます。

○21番(三上秋雄委員) 今、課長が説明したけれども、最近の雪の降り方とか、市民からの苦情はずっと毎年のように来るわけですよ。その中で、結構、ドーザとかで雪は押していくのだけれども、どうしても道幅が狭いという苦情が多いと思います。

そこで、やっぱり今まである既存の機械を入替えるというのではなくて、やっぱりロータリを多く入れていくかというのも考えた中で機械の設備投資はしていかなければ、いつも道路が狭いとか、除雪の場合はやっぱり道の拡幅か、最低でもそれをやってくれば市民は案外、雪に対する理解を示すのかなと思うのだけれども。ある機種を替えるのではなくて、やっぱりロータリをちょっとでも増やしていこうかという考えはないのかという意味で聞いているのですけれども。

それから、今入れるこの機種は、実際にはそんなに大きくないものという感じを受けるのだけれども、1メートルとかという。それは、使用目的というのはどういうあれを想定してこの機種にしたのか。そこ、二つだけ。

○道路維持課長(木村和彦) 先ほども申し上げましたけれども、その除雪の仕方、拡幅するためにはロータリで、本当はドーザでやればいいのですけれども、必要なのはロータリなのですけれども。

現時点では、オペレーターの関係もあって、それでは足りているという状態なので、まずは古いものから更新していったら、結局、修繕費もかさんでくるので、そこをまずは更新していった中で、計画はありますけれども、そこは状況を見ながら考えていきたいなと思っています。

○21番(三上秋雄委員) 今の機械の使用というのは、どういうことを想定した中でこの機種を選んだのか。

○委員長(工藤光志委員) 答弁できる方が答弁してください。

○道路維持課長補佐(柴田義博) 今の小型ロータリに関しましては、道路があまり広くないような幹線道路でないようなところの拡幅除雪、あるいは歩道除雪に利用します。それで、もう1台の11トンのドーザに関しては……(「ドーザはいい」と呼ぶ者あり)

○21番(三上秋雄委員) もう1回だけ。課長、私がしゃべるのは、オペレーターが足りないかという、それも入れて機種の選考をして入替えていくというのではなくて、今の市民から

の声とか、拡幅というものに主力を置いていかなければ、除雪は。幾ら押していっても道路は広くなりませんよ。ある程度行ったら、あとは押す場所がないのだから。だから、ドーザも確かに必要だ、その中ではやっぱりロータリというのに主力を置いて、入替えの時期にそっちをなくしたらこっちを買うとか、そういう考えはないのかという、分かるか。したはんで、維持課としては、こっちのドーザが悪くなったはんでドーザを入れる、ロータリが悪くなったはんで入れるではなくて、やっぱり変わってきているんだはんでさ、現実的に。市民からやっぱり拡幅というのは要望があると思うはんでさ。そういうのを考えたときに、このままの機械の入れ方でなくて、変える気はないのかという話で。

○道路維持課長（木村和彦） 確かに雪の降り方も変わってきて、市民からの要望もある中で、そういうロータリの必要性があるのであれば、計画はありますけれども、そこは必要であればそういうことも、ロータリを優先的に入れることも視野に入れて考えていきたいと思います。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○22番（佐藤 哲委員） 2280万円で落札ということなのですが、これは本体価格のみなのですか。アタッチはどうなるものなのですか。

○道路維持課長（木村和彦） 本体もアタッチメントも含んでおります。

○22番（佐藤 哲委員） せば、ぐちゃっとみんなあると。これ、本体だけだったら、何ぼぐらいなものなのですか。相当、アタッチも高いものだろうと思うのだけれども。本体価格、除雪の部分だけだったらどのぐらいの数字で出ているものなのですか。アタッチは相当高いものなべさ、アタッチメントは。（「仕様書は含んだものでやっているの」と呼ぶ者あり）

○道路維持課主幹（鈴木健治） 見積りの段階での情報になりますが、大体60%くらいが総合計のうちの本体価格になります。それ以外は、必要なものとして、油圧とかマットとか様々ありますけれども、本体価格としては、繰り返しになりますが60%くらいということです。（「分かった」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第27号物損事故に係る和解についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（森岡欽吾） 議案第27号物損事故に係る和解について御説明申し上げます。

本議案は、弘前市役所駐車場において発生した車両火災の延焼による物損事故について和解しようとするものであります。

和解の趣旨といたしましては、令和4年7月11日午前10時45分頃、相手方が運転し弘前市役所駐車場1階に駐車していた車両から出火し、同駐車場の一部に延焼し、及び損傷したことについて、相手方から、本件により生じた損害に対する賠償金の支払い義務を認めた上で、本件に係る復旧工事を行うことと引換えに賠償金の支払いについて免除を求めるとの和解の申出があったことから、これに応じるものであります。

和解の内容につきましては、相手方が市に対し706万7500円の支払い義務を認めた上で、令和5年7月31日までに復旧工事を完成させ引き渡すことにより、支払い義務を免除するものであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○22番（佐藤 哲委員） ようやくこれを片づければ、工事をやって使えるようになると。いたく弘前市民が苦しんで不便な思いをしてきたことかと思えます。

ところで、この700万円の賠償金というのは、工事費なのですか、建物の。それとも、ずっと駐車場として使えなかったから、その休んでいる間の金額というものも含まれているものなのですか。

それと、いつからこの補修のための、和解になって、そのお金をもって補修するのでしょうか。補修のための工事がさくらまつりに間に合うものなのですか。どういふものなのですか。以上2点、お願いします。

○管財課長（工藤 浩） 今回の金額につきましては、これは復旧工事費のみとなっております。休業補償といった意味合いのものは含まれてございません。

それと、工事がいつ頃になるのかということですが、今回、議会で議決を頂ければ4月から復旧工事に入りまして、7月末までに完成していただくということになっておりますので、大変申し訳ございませんが、さくらまつり期間中は工事の期間ということになりますけれども、さくらまつりにお越しいただいた方々に支障がないよう、誘導等もしっかり行いながら工事を実施したいということで考えております。

○22番（佐藤 哲委員） ようやく和解したということなのでしょうけれども、和解だからやっぱり双方の話し合いでちょうどよくやったのだらうと思います。休業補償をつける・つけないは別にいいのですけれども、首を傾げたくなるのは、どうしてこんなに遅くなってしまったんだべという、もっともっと早く片づけるにいい案件でなかったのだべがなという気はするのだけれども、それについてはどういふものですか。

○管財課長（工藤 浩） 確かに委員御指摘のとおり、振り返ってみますともう少し短縮できる要素はあったのかもしれませんが、今回、このような和解というのが、私自身も初めてのケースでございまして、被害があった後は当然、業者のほうに現場を確認していただいて見積りをもらいながら工事の内容を精査したところでございますけれども、その工事の内容の精査の中で、ただ単に工事をするだけではなくて、強度の確認といった部分も必要なのではないかと、その強度の調査の必要性等も踏まえまして、工事内容も少し見直しをかけて費用

を出すのに時間がかかったというのと、相手方との交渉の中で和解の内容に日数を要したということでございます。

○14番（蒔苗博英委員） 今、工事の内容というふうなことも課長、ちょっとお話しになったのですが、あそこは1階と2階、3台ずつ入るところが6台ということになるのだけでも、1階でたしか火災が起きて、1階と2階の工事、今の強度の問題も含めての工事だと思うのですが、どのようにそれをやっつけていこうとしているのか。私は別に1階だけいいんでねべがなというふうな感じはするのだけでも。2階に炎が上がって何かという、その辺のところもちょっと教えてください。

○管財課長（工藤 浩） 実際に、車両火災があって駐車場の延焼があった部分は1階部分なのですが、その火災の火によって1階部分の天井の部分もかなりの高熱で被害があったということで、デッキプレートという部材も熱で変形しているということもございまして、1階部分だけではなく、その1階の天井部分の強度もきちんと確認した上で工事をするべきではないかということで、使用禁止箇所も1階部分、2階部分を合わせて禁止にしております。今回の復旧工事では、1階部分の天井に相当する部分も復旧工事の対象となっております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○18番（鶴ヶ谷慶市委員） さっき説明されましたけれども、同じような聞き方になるかと思いますが、まず去年の7月11日に発生して1年近くなるわけだよな。随分と日数がかかったと私は見えています。その理由というか、例えば、相手がこの部分については駄目だとか、こちらがその部分については駄目だとか、主にどういうことがあって和解するまで日数がかかったのか。分かりやすく説明してください。

○管財課長（工藤 浩） 火災がございましてから、その後、業者に被害の状況を確認していただいて、見積書を一旦頂いております。しかしながら、先ほど御説明したとおり、1階部分の天井に相当する部分の強度もしっかりと調査をして確認した上で工事を行って、2階に車を駐車した際も問題ないといった形での復旧工事を行うため、その工事内容の精査等に日数を要したことと、もう一つは今回、このようなケースというのは私も初めてでございまして、相手方との和解の内容といったところの協議に日数を要したということでございます。火災から8か月ほどかかっている状態で、利用されている方には御不便をおかけして大変申し訳なく思っております。

○18番（鶴ヶ谷慶市委員） これは逆だったら、市民であれお客様であれ、何でそんなに時間がかかるのだと言われるかと思しますので、今後、こういう事案はないとは思いますが、あそこに車、1階と2階で計6台ぐらい駐車できるスペースなので、そういうことのないように、駐車場に限らず、速やかな解決といいますか、事案を解決するようにお願いしたいと思います。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第28号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について

○委員長（工藤光志委員） 最後に、議案第28号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（森岡欽吾） 議案第28号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について御説明申し上げます。

青森県市町村総合事務組合は、市町村の事務の一部を共同処理するために平成19年4月1日に発足した一部事務組合であります。

本件につきましては、令和5年6月1日から本組合に八戸市を加入させ、また、共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に八戸市及び十和田市を加えるため、規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時58分 散会】